

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	0600050
特例要望事項	数次査証発給要件の緩和
意見提出者名	兵庫県
意見の要点	特区を訪問する外国人に対して数次の短期滞在査証を発給してほしい。
意見に対する回答	現行制度においても、一定の条件を満たす場合に数次査証を発給しており、既存の制度下での対応が可能であるが、詳細は地方自治体に直接説明したい。
省庁名	外務省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	0600060
特例要望事項	短期滞在査証取得手続きの簡素化
意見提出者名	兵庫県
意見の要点	短期滞在査証の取得手続きを簡素化してほしい。
意見に対する回答	本年1月6日より、ロシア・NIS諸国人に対する短期滞在査証取得手続きが簡素化されたところ、詳細は地方自治体に直接説明したい。
担当省庁名	外務省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	0600080
特例要望事項	外国人観光客等の査証発給要件の特例
意見提出者名	宮崎県
意見の要点	海外観光客誘致のため、韓国人に対する査証免除措置を導入したい。
意見に対する回答	査証免除については、特区に限った形での対応は極めて難しい。なお、韓国人への査証免除については政府間で協議中である。
担当省庁名	外務省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	0600100
特例要望事項	コンベンション専用査証の創設
意見提出者名	宮崎県
意見の要点	コンベンション参加者に対する専用査証を発給してほしい。
意見に対する回答	非就労者で90日以内の短期滞在であれば、既存の制度でも短期滞在査証を迅速に発給することで対応することが可能であり、詳細については地方自治体と直接協議したい。
担当省庁名	外務省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	0600120
特例要望事項	特定の条件下での外国人観光客等の査証発給要件の特例
意見提出者名	沖縄県
意見の要点	観光振興の観点から、外国人旅行者訪問促進のため、対象を旅行社同行の団体旅行に限定し、その旅行者のバッチ等を付けさせるなど旅行者に責任を負わせることにより、入国時のチェックを行うことで、地域限定の査証免除措置を導入する。
意見に対する回答	査証免除については、特区に限った形での対応は極めて難しいが、数次短期滞在査証の発給或いは一次短期滞在査証の手続き簡素化について検討することは可能であり、詳細は地方自治体と直接協議したい。
担当省庁名	外務省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	0600130
特例要望事項	数次査証発給要件の特例
意見提出者名	神戸市
意見の要点	対内投資について外国人と継続的に協議を行うためには、一回の滞在では不十分なことが多く、数次にわたる来日が必要となることが多いので、特区(国際港経済特区)に対内投資を行おうとする外国人ビジネスマンに対し、神戸市長が身元保証を行うという要件のもとで、数次査証の発給を認めてほしい。
意見に対する回答	現行制度においても、一定の条件を満たす場合に数次査証を発給しており、既存の制度でも可能であるところ、詳細については地方自治体に直接説明したい。
担当省庁名	外務省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	0600140
特例要望事項	外国人観光客等の査証発給要件の特例
意見提出者名	石垣市
意見の要点	外国人観光客誘致のため、台湾人に対する査証免除措置を導入してほしい。
意見に対する回答	査証免除については、特区に限った形での対応は極めて難しい。なお、沖縄県については、短期滞在査証の手続きの簡素化で特区対応を考えている。
担当省庁名	外務省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	0600180
特例要望事項	旅券法による地方自治法の適用除外規定の緩和
意見提出者名	掛川市総務部企画人材課企画政策室長 水野雅文
意見の要点	<ol style="list-style-type: none"> 1. 旅券事務の市町村委託が困難であるとの具体的な理由 2. 将来的に市町村委託することの具体的な調査、検討状況 3. 特区制度の趣旨に沿った議論での結論か否か
意見に対する回答	<ol style="list-style-type: none"> 1. 貴市の要望事項の通り、地方自治法上の「条例による事務処理の特例」(252条の17の2)に基づき、静岡県が行う一般旅券事務の一部(一般旅券の交付事務)を事務配分することについては、以下の問題点が指摘でき、申請から交付まで一貫して都道府県で行うことが必要。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 現在、申請時に申請者が出頭しなくても申請できる制度(旅券法第3条4項)が悪用されて不正取得が増えている。この悪用に対して、都道府県では、申請時に申請者の身元確認書類等の種類で目星をつけた上で、交付担当者に引継、また、不正の可能性が高い場合、都道府県警察の協力を得て、交付時に追加質問する等して摘発に至る場合がある。このような事務相互の連携は、同一組織の下で行われることが不可欠であり、交付事務のみを別組織で行うことは適当ではない。 (2) 同様に、交付時に申請した者が旅券の記載事項に誤りがないことを確認した上で交付することになっているが、氏名等に誤記がある場合には、早急に旅券を再作成する必要がある。しかし、交付機関が別組織とすると、誤記旅券作成が別組織(都道府県)の責任であるとして、交付機関の迅速かつ責任ある対応が期待できない。 (3) 旅券は対外的に国籍と身分事項を証明する国の公文書であるところ、できるだけ統一した運用に基づき事務が行われる必要がある。この点、現在の外務省の体制等(研修の実施並びに機器設置及び法令解釈等の後方支援の提供等)を考慮した場合に、都道府県レベルで事務が行われることが適当である。 2. 自民党から旅券事務の市町村委託について意見提起があったことを受けて、当省は、一昨年未より、都道府県、市町村(27都道府県、26市町)側の見解を聴取したが、現時点において、都道府県、市町側からは要望及び必要性が認められなかった。 <p>一方、当省は、現在進行中の市町村合併の最終的な姿が国内旅券事務体制の基本的枠組みにどう影響するかとの問題意識を有しており、この観点から、新しい国内行政単位の下での旅券事務のあり方等について都道府県、市町村側と今後議論を行っていききたいと考えている。より行政単</p> <p>位の小さい自治体において旅券事務を行うことができるよう、現在の旅券審査事務手続等の簡略化等が課題事項として考えられる。また、環境醸成の観点からは、都道府県が行う旅券事務においての都道</p>

	<p>府県と市町村との事実上の連携関係の推進を図っていきたいと考えている。</p> <p>3．特区制度の趣旨も踏まえ検討している状況である。</p>
<p>担当省庁名</p>	<p>外務省</p>